

第9期介護保険事業計画策定のポイント

第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21

芦屋市第 10 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画 令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度) について

1 計画の策定

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定により一体のものとして策定する。また、計画の策定にあたっては、第 5 次芦屋市総合計画・第 2 期芦屋市創生総合戦略を最上位計画、第 4 次地域福祉計画を福祉分野の基盤計画とし、第 3 次芦屋市健康増進・食育推進計画など関連分野の計画と調和を図るとともに、兵庫県が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合のとれた計画とする。

(1) 計画期間

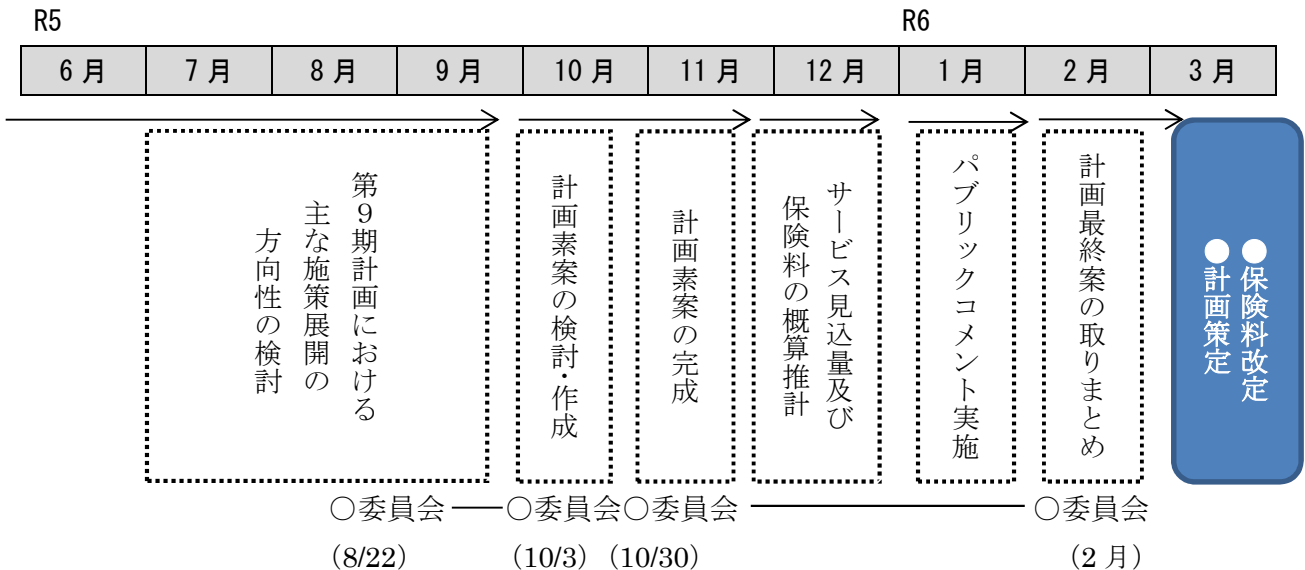
令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度の 3 か年計画。この計画に基づき、3 か年の第 1 号被保険者 (65 歳以上高齢者) の介護保険料の水準を決定する。

(参考) 第 7 期 (平成 30～令和 2 年度) 保険料基準月額 5,490 円
 第 8 期 (令和 3～5 年度) 保険料基準月額 5,740 円



(2) スケジュール

令和 5 年 7 月～9 月 第 9 期計画における主な施策展開の方向性の検討
 10 月～12 月 計画素案検討・作成、計画素案完成、サービス見込量及び保険料の概算推計
 令和 6 年 1 月 パブリックコメント実施
 令和 6 年 3 月 計画策定、介護保険料の改定 (介護保険条例の改正)

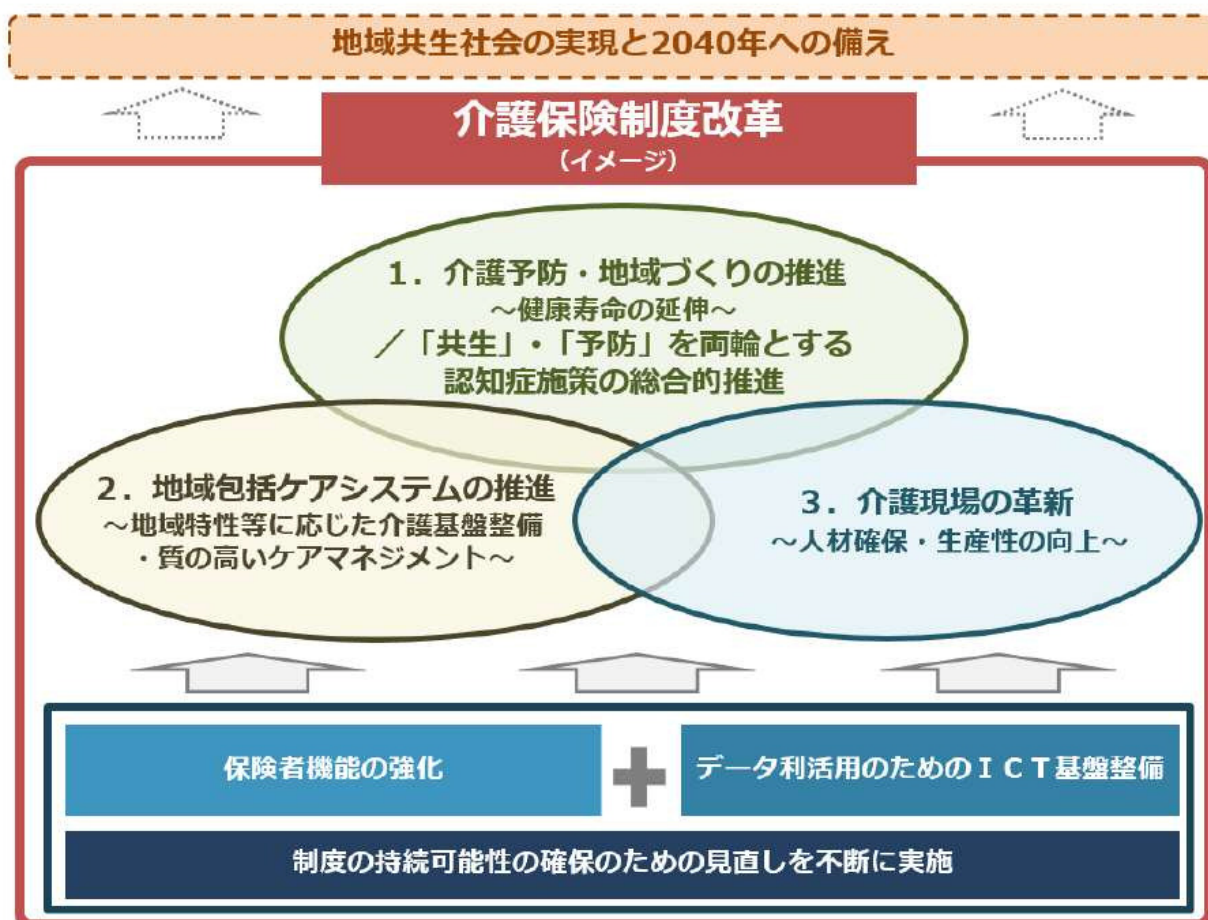


2 国の動向等

(1) 国の介護保険制度改革の動き

① 近年の状況・課題

- 現行の第8期計画では、“地域共生社会の実現”と“2040年への備え”という観点から、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新（人材確保・生産性の向上）」、「保険者機能の強化」、「データ利活用のためのICT基盤整備」「制度の持続可能性の確保」が計画の柱として位置づけられた。



第89回社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日開催）資料より

- 第9期計画期間（2024年度～2026年度）の中間年度に、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれる。

(2) 国の第9期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について

①基本指針とは

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- ・3年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割
(計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す)

②基本指針が定めること

- ・サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
- ・その他計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

③第9期介護保険事業計画の方向性

- ・第8期介護保険事業計画で定めた目標や施策を踏まえつつ、**地域共生社会の実現**に向けた中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・**2040年を見据えた**中長期的な人口動態と介護ニーズを適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保すること

「令和5年度全国介護保険担当課長会議資料」(令和5年7月31日)より抜粋

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント(案)

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要

- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの 取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント(案)

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進